

中小企業 あきた

TOPICS ① 1

秋の応援キャンペーンを開催！
～秋田市駅前広小路商店街振興組合～

- 組合・企業探訪 2
- 組合相談コーナー 3
- 景況レポート9月分 4
- 中小企業組合等支援施策情報 6
- 話題の広場
 - 中央会事業より 6
 - アラカルト 8
 - インフォメーション 10

AKITAVISION
秋田県

2021
vol.738

11月号

トピックス1

秋の応援キャンペーンを開催！
秋田市駅前広小路商店街振興組合



秋田市駅前広小路商店街振興組合（平澤孝夫理事長）では、9月17日から30日まで「秋の応援キャンペーン」を開催しました。

このキャンペーンは、新型コロナウイルスの影響により、売上や人出が減少した秋田駅前に賑わいを取り戻そうと同組合が企画したもので、キャンペーン期間中に、対象となる組合員店舗で買い物や飲食をした際のレシート（領収証）を応募カードに貼り、3つのコースから1つを選んで封書で応募すると、抽選でお得なクーポン券が当たる内容となっています。

同キャンペーンには、大型店に入居しているテナントを含めると約280店舗が参加しており、当選したクーポン券の使用期間は11月15日から12月末までとし、年末の買い物や飲食に使うことができるように設定しています。

また、今回のキャンペーンに際しては、組合員店舗の紹介・宣伝に力を入れ、期間中に計80本のテレビCMを放送しました。

平澤理事長は、「コロナ禍で、観光業や飲食業だけでなく、小売業やサービス業も疲弊しているので、当組合が組合員店舗を紹介・宣伝することにより、一般消費者だけでなく、各組合員や大型店のテナントにも秋田市駅前広小路商店街振興組合の存在を広く知ってもらいたい。」と話しています。

キャンペーンチラシ



クロッセ秋田にある相談窓口



コロナ禍における終活支援の取組

秋田シニアライフ協同組合

組合の紹介と事業の背景

秋田シニアライフ協同組合（三浦正義理事長）は、高齢化率日本一の秋田県民にとって身近な問題である「終活」における不安や悩み、困りごと等に対して、ワンストップで課題解決を図ろうと、終活に関する葬儀・墓石・家屋解体業者等で設立されました。

組合では、秋田市のJR秋田駅前に無料相談窓口「あきた終活支援センター」を設けて、県民の終活に対する相談に対応しています。

この他、「終活フェア」や「終活バスツアー」、「終活カフェ」など様々なイベントを開催していましたが、昨年春以降は新型コロナウイルスの影響により、一切のイベントが開催できない状況が続き、組合の活動をPRする機会が減っていました。

取組内容

そこで、コロナ禍におけるPR活動の一環として、秋田ケーブルテレビの協力により、終活をテーマとした番組を制作・放送したところ、視聴者から好評を得、現在までに9本の番組が作られました。

また、組合員企業の協力により、FMラジオで活動を紹介したり、企業CM



〔組合ホームページ〕

で「あきた終活支援センター」の取り組みを紹介しています。

この他、高齢者の暮らしをサポートするために自治体が設置している地域包括支援センターなどと連携し、無料相談窓口の利用を呼びかけています。

今年、生涯活躍を推進するまちづくり（秋田版CCRC）のモデルケースとして注目されている秋田駅前の拠点施設「クロッセ秋田」に相談窓口を移転したところ、予約なしで気軽に立ち寄ることができることから、分譲住宅の入居者や施設内の医院等の利用者など、新たな利用者が多数見られるようになりました。

期待される効果と今後の活動

設立時から理事長を務めていた鈴木道雄氏の死去に伴い、今年5月の総会

で新たに就任した三浦正義理事長は、「鈴木前理事長の遺志を受け継ぎ、困っている人のニーズに応え、サポートしていくことで、社会に貢献していきたい。」と述べています。

組合では今後、独自に発行する「くらしの便利帳」に組合員企業を掲載して取組を紹介し、周知を図りつつ、状況を見極めながら、コロナ禍前に行っていた各種イベントを順次再開していくとしています。



〔三浦理事長〕

【秋田シニアライフ協同組合】

- ▶所在地／秋田市中通二丁目5番1号
- ▶代表理事／三浦 正義
- ▶組合員数／17名
- ▶主な事業／共同受注、共同宣伝、教育情報
- ▶設立／平成28(2016)年1月5日

『規約・規程の定義について』

Q

協同組合の運営にあたっては、規約や規程を定めることが大切だと思いますが、そもそも「規約」と「規程」の違いは何ですか？

A

規約と規程は、どちらも、組合の経営を合理的に推進するためのルールを示す事業の執行方法や機関の執行方法など実務上の手続き等を規定するもので、それぞれの明確な定義づけは難しいですが、従来の習慣や字義により区別すれば、それぞれ以下のとおりと考えます。

規約：組合の業務運営及び事務執行に関して、組合と組合員間を規律する自治規範をいい、定款と同様、**総会または総代会**において決められるべき性質をもったもの。

例) 選挙規約、委員会規約、共同購買事業規約 など

規程：組合の事務、会計その他内部的な事務遂行上に必要な関係を規律する内規的なものであって、その設定、変更及び廃止は主に**理事会等**で決められるべきもの。

例) 文書処理規程、服務規程、経理規程、給与規程 など

『役員定数について』

Q

中協法第35条第7項に「理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、3月以内に補充しなければならない」と規定されていますが、

①定数とは何を指しますか？

②当組合の定款変更案では役員の定数について「理事25人以上30人以内、監事3人又は4人とする。」としていますが、理事に上限の30人を選出（又は選定）した場合、その3分の1、つまり10人欠けても補充しなくとも良いですか？

また、25人を下限と決めているので、5人欠けて25人になっても補充の必要はないですか？

A

①役員の定数は、中協法35条第2項により、理事3人以上、監事1人以上として、各定数を定めるとともに、中協法第33条第1項第11号により、定款の絶対的必要記載事項として記載することが定められています。中協法制定時には確定数を定めることとされていましたが、役員の死亡等により欠員が生じた場合に、その都度選出することは運営上相当な負担となることから、「〇〇人以上△△人以内」という規定も可能となりましたが、その幅は小さくすることが望ましいとされています。

②組合は、常に定数を充足するように役員を選出しておかなければなりません。定数の3分の1というのは、定款に記載した下限を基準とすることにしていますので、理事25人を欠いた場合は、早急に補充する必要があります。

また、中協法では特に欠員が定数（下限数）の3分の1を超えた場合には、**3か月以内の補充義務**を課していますので、本件の場合、25人の3分の1超、すなわち9人が欠けた場合は3か月以内に補充しなければ、法律・定款違反となります。

このような事態を避けるためにも、定数（下限数）を欠いた時点で早急に補充されることをおすすめします。



景況DI値は回復傾向へ転換するも、 燃料高騰・資材不足の懸念は残る

概況(全体)

9月分の県内景況は、前年同月と比較して景況が「好転」したとする向きが8.6%(前回調査8.3%)、「悪化」が48.3%(同55.0%)で、業界全体のDI値は-39.7となり、前月調査と比較して7ポイント回復した。

全国及び東北・北海道ブロックは、一部製造業で持ち直しの動きはあるものの、部品不足や原材料の高騰により景況感は足踏みが続いている。

また、ワクチン接種の進展に伴い罹患者数は低下するなど、明るい兆しはあるものの、新型コロナウイルスによる経済活動への提供は長期化の様相が続いており、非製造業を主体に資金繰りや雇用の面で悪影響が生じている。

業界別の状況

製造業は、業況が「好転」したと回答する数、及び「悪化」したと回答する数が共に減少した。

そして、非製造業においては、「好転」とする回答が増加し、「悪化」と回答する業界が少し減少した。

結果として業界全体のDI値は回復傾向に推移した。しかし、燃料等原材料の高騰が継続していることや、半導体をはじめとする、資材不足が経済活動の足枷となっている。

全国及び東北・北海道ブロックとの景況DI値の比較

	秋田県	全国	東北・北海道
全体	-39.7	-33.2	-35.0
製造業	-34.8	-26.3	-28.4
非製造業	-42.8	-38.5	-38.5

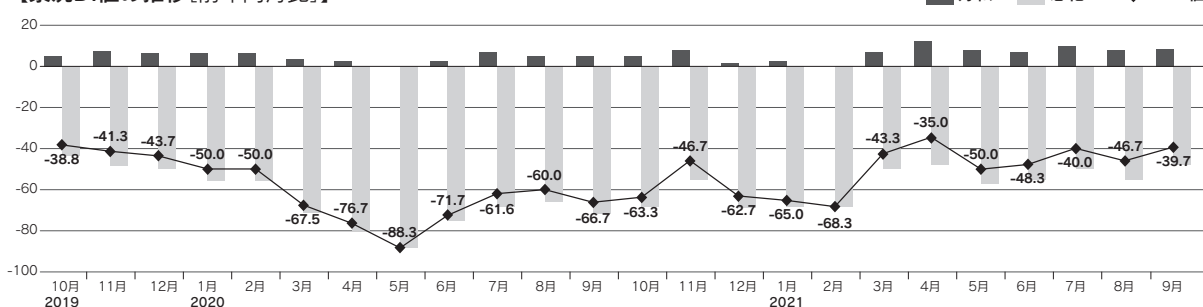
景況天気図

項目	業界の景況	売上高	収益状況	販売価格	取引条件	資金繰り	雇用人員
製造業	☛☛☛	☂	☛☛☛	☁	☂	☂	☛☛☛
非製造業	☛☛☛	☛☛☛	☛☛☛	☁	☂	☛☛☛	☂

【凡例】
 ☛☛☛ 雷雨 -30以下
 ☂ 雨 -30超 -10未満
 ☁ 曇り -10以上 10未満
 ☀ 晴れ 10以上 30未満
 ☀ 快晴 30以上
 【天気図の見方】
 前年同月比のDI値をもとに作成しています。

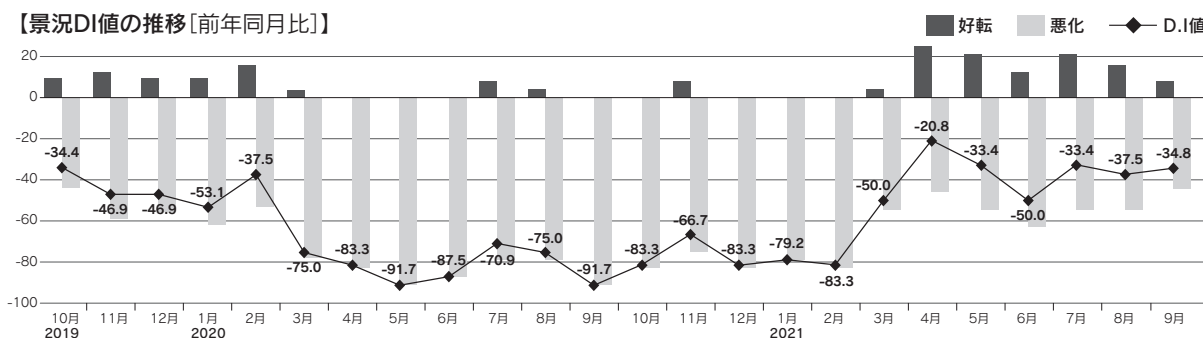
【景況DI値の推移[前年同月比]】

業界全体



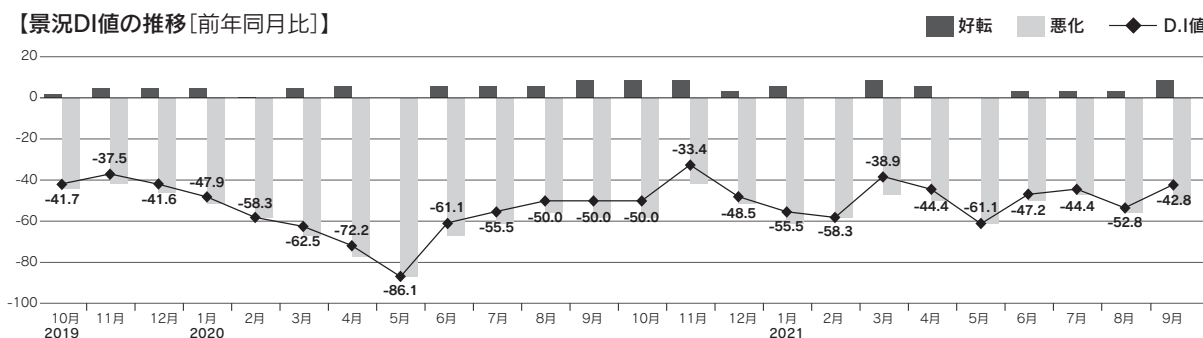
【景況DI値の推移[前年同月比]】

製造業



【景況DI値の推移[前年同月比]】

非製造業



●製造業

(回答数:23名 回答率:95%)

【食料品(豆腐)】

県内のスーパーに商品を納め、PB連携するなど、積極的な活動実績があった県南の豆腐製造業者が廃業した。地方スーパーの売り場でも、全国の手豆腐メーカーとの競争が激しくなっている。また、原材料は値上がりしているものの、その価格転嫁も難しく、中小零細の豆腐メーカーは益々販路が狭くなってきており、非常に厳しい状況である。

【食料品(パン)】

売上は概ね昨年並に戻っている。しかし、原料及び燃料の値上げにより、利益は益々悪化している。

【繊維工業(繊維)】

仕事の受注を確保しても、加工賃の値下げなど非常に厳しい企業運営となっている。また、外国人技能実習生の帰国等により工場内の人手が不足するなど、生産効率が落ちているため、収益状況性が悪化している。その中の最低賃金の値上は廃業を決断する機会となる可能性がある。

【木材・木製品(素材生産)】

ウッドショックの影響により木材価格が上昇しているが、県内の原木生産量が増加してきていることから、先月に比べ木材価格の上昇、在庫量の不足も落ち着いてきている。来春頃までこの傾向が続くと考えられる。

【印刷(印刷)】

コロナワクチン接種が進み緊急事態宣言が解除されたが、先月までの厳しい状況は続いている。また、仕事が少ない状況での安値受注が継続していることや、今後は材料等の値上げも想定されるため、年末に向けて不安はつきない。

【鉄鋼・金属(鉄鋼)】

年初から低迷傾向であった受注量については各組合員とも改善している。一方、全国的な鉄製品の需要増加により原材料、ボルト類等の値上げに歯止めがかからない状況で、1年以上前から受注予定だった物件等は材料費増加によって利益率が低下している。材料費値上がり分を製品価格に全て転嫁出来ていない。

【一般機器(金属加工)】

受注面は順調に推移し、業況は活発である。収益面では材料費が値上がり傾向にあり、依然として厳しい状況に変わらない。

【その他の製造業(漆器)】

蒔絵・沈金の加飾体験を実施している。9月の修学旅行や現地に出張しての体験が新型コロナウイルスの影響で、中止や延期となったものが数件あった。移動を控える意識が強くなった社会の中では、今後の売り上げにも大きな影響がある。

●非製造業

(回答数:35名 回答率:97%)

【卸売業(米)】

組合員の高齢化及び後継者不足に課題と問題を感じている。後継者がいない組合員の生産者(農家)をいかに他組合員に取り込めるかが課題となる。

【小売業(みやげ品)】

令和3年9月の売上の前年同月比は60%であり、前々年同月比は21%であった。数字的には依然として非常に厳しい状況ではあるが、10月の予約が増加していることもあり、回復の兆しであることに期待したい。

【小売業(花卉)】

昨年は持続化給付金や国からの支援・補助事業などでマイナスを多少補うことができたが、今年度は持続化給付金が無い分、厳しい状況が続いている。生産農家もコロナ禍で生産を縮小したりするなど、供給量が減少している分高値が続いている。

【商店街】

9月の組合員企業の売上高は百貨店で前年比95%、その他テナントは60%である。激減した前年売上との対比であることを考慮すると、景況回復の実感はない。

【サービス業(旅行)】

国内旅行案件の取扱いは前年同月比120%であるが、前年がほぼゼロであったことから決して満足できる売上ではない。しかし、緊急事態宣言の解除や秋田県の警戒レベルが下がったこと、そしてワクチン接種の普及など、今後は近県旅行の需要が多少増えることが期待できる。

【サービス業(タクシー)】

売上が対前年比で-10%と、引き続き厳しい状況が続いている。商店街や飲食店、旅行業などと同様、新型コロナウイルス感染拡大による人の交流が少なくなった影響を直接受けている。

【建設業(電気工事)】

住宅着工件数は前年に比べると伸びているものの、大手ハウスメーカーの取り扱いであるため、利益は高くない。業界は高齢化に加え、電工不足で工事店は相変わらず多忙の状況にある。

【運輸業(トラック)】

9月後半には稲刈りも始まり、米の集荷等の輸送(4t、2t貨物)が増えているが、前月からすると減少傾向となっている。前月比では売上・収益ともに減少となり、前年同月比においても減少傾向である。今後、米等の輸送貨物の増加に期待したいところである。収益の減少については、ここ数ヶ月の燃料価格の値上りの影響が大きい。10月も大幅な値上がり見込みとなっており、今後の収益状況への影響を懸念している。

※DI値とは、Diffusion Index(ディフュージョン・インデックス)の略で、増加(好転)したとする企業割合から、減少(悪化)したとする企業割合を差し引いた値です。

中小企業組合等 支援施策情報

飲食店等事業継続緊急支援金について ～秋田県～

秋田県では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、特に大きな影響を受けている県内飲食店及びその関連事業者の事業継続を支援します。

対象者

次のすべてに該当する事業者

- 県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者等（個人事業主を含む）
- 飲食店又は、飲食店と継続的に年間20%以上の直接取引がある事業者
- 直近決算期の売上が前年度又は、前々年度と比較して20%以上減少していること。

支援金額

1事業者あたり売上金額3,000万円につき30万円（上限300万円）

申請受付締切

令和4年1月31日（月）必着

申請方法

郵送及び電子申請



申請書入手方法

電子データは県ホームページより、紙媒体は県庁第二庁舎1階ホールや各地域振興局で入手できます。

詳細はこちら [秋田県飲食店等事業継続緊急支援金](#) [検索](#)

【申請受付・相談・お問い合わせ先】

秋田県飲食店等事業継続緊急支援金事務局

コールセンター TEL 018-874-8835

受付時間 午前9時30分～午後5時30分

（土日祝日、12月29日～1月3日を除く）



【対面相談窓口・郵送宛先】

〒010-0951

秋田市山王二丁目1番53号 秋田山王21ビル5階

受付時間 月～金曜日

（祝日・12月29日～1月3日を除く）

※相談は1回30分以内で完全予約制です。

事前にコールセンターでご予約の上、添付書類を持ち、ご来場ください。

このほか、本会や商工会議所・商工会でも相談を受け付けています。必ず事前にご予約の上、ご相談ください。

話題の広場

中央会事業より

秋田県酒造協同組合 秋田醸友会

若手従業員の教育について学ぶ ～青年部研究会事業～

秋田県酒造協同組合秋田醸友会（高堂斐会長）を対象とした青年部研究会事業が10月5日（火）に完全オンライン形式で開催され、青年部員11名が出席しました。

酒造業界は小規模の事業者が多く、他の業界に比べ社員教育に時間を割けない企業が多く若手従業員に対する人材教育ができないことが課題となっております。これを解決するため、将来の経営者や現場リーダーを対象に組織づくりや社員の教育手法について学ぶための研修会を開催しました。

研修では、生産性向上につながる組織づくりや人材教育に関して豊富な支援実績がある株式会社日本能率協会コンサルティング ビジネスイノベーション本部 シニアプランナーの寺脇悟氏を講師として、「組織における人材育成と実践方法」をテーマにアドバイスを頂きました。

研修後には、各社における人材育成に関する困りごとや疑問・質問などを共有するための意見交換が行われ、経営者や後継者が製造から販売まで全業務を統括している場合、多忙



[オンライン研修の様子]

により社員とコミュニケーションをとる時間が十分確保できていないことや、若手に意見を求めても期待以上の回答が得られないなど、経営者を支える人材の育成が進んでいない現状が浮き彫りになりました。

寺脇氏は、「人材育成において最も大切なことは『従業員の可能性を信じること』である。外部から優秀な人材を雇うのではなく、社員に役割を与え、各社で育てる覚悟を持って取り組んでほしい。」と述べました。

当会では次回、若手社員の特徴や考えについて共有し、モチベーションを与えながらどのように教育していくべきかを学ぶ予定です。

秋田県電気工事工業組合

高所作業時の労働災害を防ぐ
～組合活力向上事業～

10月13日(水)、潟上市の「ポリテクセンター秋田」において、秋田県電気工事工業組合(千葉三四郎理事長)を対象に組合活力向上事業が開催され、組合員企業の従業員17名が出席しました。

電気工事をはじめとした高所作業で使用される胴ベルト型安全帯は、墜落した場合に、内臓損傷や胸部等が圧迫されるなどの危険性があることから、厚生労働省は労働安全衛生規則を一部改正し、高さ2メートル以上で作業床を設けることが困難な作業場においては、肩、腰部、腿などの複数箇所で身体を保持する「フルハーネス型安全帯」(以下、フルハーネス)の着用が義務化されたことに伴い、着用にあたり、安全衛生特別教育講習が必修となるため、本事業を活用して講習会を開催したものです。

講習では、ポリテクセンター秋田職業訓練指導員の行武俊和氏を講師に迎え、労働安全衛生規則の改正内容やフルハーネスの特徴について説明が行われた後、着用方法やフックの取り扱い方法などに注意しながら、出席者全員がフルハーネスを試着しました。

また、フルハーネスを着用して墜落した場合の衝撃や締め



〔フルハーネスを着用する様子〕

付け具合を確認するため、安全に十分配慮して吊り下がり体験も行いました。

講師からは、吊られた状態から救助までの間、最低30分以上かかること等について補足説明があり、出席者は頷きながら耳を傾けていました。

組合では今回と同じ講習を複数回にわたって実施し、高所作業における労働災害の防止に向けて、一丸となって取り組んでいくこととしています。

秋田県印刷工業組合

印刷業におけるSDGsとは
～組合活力向上事業～

2030年までに達成すべき国際目標として掲げられているSDGs(持続可能な開発目標)については、今、社会的関心が高まっています。

印刷業界においても、SDGsに取り組む事業所が優先的に選択される機会が増加することが見込まれます。

そこで、組合員企業において課題意識を共有することを目的に、秋田県印刷工業組合(大門一平理事長)を対象とした組合活力向上事業が10月12日(火)に秋田市のホテルメトロポリタン秋田において開催され、組合員17名が出席しました。

研修では、印刷業においてSDGsへの先駆的な取り組みを行い、政府から表彰を受けた実績がある横浜市の株式会社大川印刷代表取締役社長の大川哲郎氏を講師として、「SDGsを取り入れた経営戦略～選ばれる企業になるためには～」をテーマにオンライン形式でアドバイスを頂きました。

大川氏は、「SDGsに取り組むにあたっては、自社の実施事業を他者の視点で見、定義し直す必要がある。今行っている事業について、SDGsのゴールと結びつけることはできないかと考えて、見直すことで新たなゴールの設定や新事業の創出に繋がる。」と述べました。



〔研修会の様子〕

顧客の中には、自社で購入している印刷物のCO2排出量をカウントして取引の判断基準としているところがあり、CO2排出を抑制している印刷会社との取引を望む傾向は今後加速していくことが想定されることから、組合員企業では、早速、社内活動にSDGsの考えを取り入れていくことが重要だとしています。



外国人技能実習生受入時の 留意点を確認 ～外国人技能実習制度適正化講習会～

本会では、外国人技能実習生共同受入事業を実施する監理団体（組合）や実習実施者（組合員企業）を対象に、事業運営の更なる適正化や不正行為の未然防止を目的とした講習会を10月12日（火）に開催し、26名が参加しました。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から会場を設けず、完全オンライン形式とし、外国人技能実習機構監理団体部長の久富康生氏から今年4月に大きく改訂された技能実習制度運用要領の解説が行われたほか、コスモポリタンインターナショナルHRソリューションズ代表で特定社会保険労務士である永井知子氏を講師に、監理団体や受入企業における労務管理の留意点や実習実施者への監査のポイントについて説明がなされました。

運用要領では、監理団体の許可基準に「事業所は、団体監理型実習実施者等が所有する建物等に設置しないこと」が明記されたほか、監理責任者の常勤性（勤務状況）の確認については、個別の判断が必要となりました。

さらに、監理責任者は外国人技能実習法だけでなく労働関



[オンライン研修の様子]

係法令にも精通している必要があるため、資質向上が求められることとなります。

受講者からは、在籍出向や事務所移転のタイミング等について質問がなされ、久富氏より丁寧な回答を頂きました。

永井氏からは、必要書類の整備や記載方法の説明があったほか、監査の質を均一にするため「監査マニュアル」の作成が有効であり、是非取り組んで頂きたいとアドバイスがありました。

本会では、今後も外国人技能実習生受入のための情報収集・提供を随時行っていく方針です。



クーポン券で商店街に活気を

[大館市御成町二丁目商店街振興組合]

大館市御成町二丁目商店街振興組合（木村幹人理事長）では、10月1日から11月25日まで、組合員店舗での購入1,000円につき、300円分のクーポン券1枚を発行しています。

この取り組みは、新型コロナウイルスの影響により、売上や客足が減少した組合員店舗を盛り上げ、消費を喚起しようと同組合が企画したものであり、県の商店街・飲食店街等支援事業補助金を活用して実施しています。

1回の買い物で発行するクーポン券は最大10枚までとなっており、10,000円分の買い物をすれば、3,000円分の券をもらうことができます。

発行総数は10,000枚を予定しており、各店舗に割り当てた券が無くなり次第、発行は終了となります。

本企画に参加しているのは、組合員のうち19店舗となっており、参加店舗にはポスター、街区にはタペストリーを掲示しています。

このクーポン券の使用期間は来年1月末までとなっており、期間中の11月～12月にかけては歳末セールを開催する予定です。

木村理事長は、「コロナ禍で商店街の客足と売上が減少しているが、クーポン券の発行により商店街を活気づけ、コロナをぶっ飛ばしたい。」と述べています。



[商店街に飾られたタペストリー]



秋田県文化功労者

栄えある受章、誠におめでとうございます

今年の秋田県文化功労者に本会会員組合関係者より、佐々木悌治氏（大館曲げわっぱ協同組合 元理事長）、故・鈴木道雄氏（秋田シニアライフ協同組合 前理事長）が選ばれ、それぞれ受章されましたので、本誌面にてご紹介します。

美術・工芸



大館曲げわっぱ協同組合
元理事長

佐々木 悌治 氏

●大館曲げわっぱ伝統工芸士

技芸



秋田シニアライフ協同組合
前理事長

故 鈴木 道雄 氏

●自性院 住職
●琴古流尺八虚空庵大師範

くみあいピックを開催中！

本会では、コロナ禍で各種イベントの中止や観光客数の激減等による売上減少に直面している県内中小製造業者の販売機会を確保するため、秋田市のエリアなかいち商業棟1階において、「くみあいピックinなかいち」を開催しています。

月替わりで県内の組合・団体が銘菓や伝統工芸品等の県産品を出品しており、10月は秋田県菓子工業組合と大館市の倶楽部スイーツが店出し、各店の名物お菓子や枝豆を使ったスイーツなどを販売しました。

くみあいピックは、店舗の入れ替え日と年末年始を除いて、来年2月末日まで毎日開催しています。

11月は、秋田杉桶樽協同組合（清水康孝理事長）と秋田県稲庭うどん協同組合（佐藤正明理事長）が出店しますので、ご来場をお待ちしております。



[10月のくみあいピックの様子]

県産花卉でフラワーモニュメントを作成

秋田県花卉小売商業協同組合青年部（牧野真美部長）では、10月14日（木）から同28日（木）までの期間、横手市の秋田ふるさと村にフラワーモニュメントを設置しました。

これは、秋田ふるさと村の来場者に向けて、品質の高い県産花卉と県内生花店の技術の高さを広く周知するとともに、花卉の消費拡大と認知度向上を図ることを目的に行った取り組みです。

設置準備作業は、同青年部員の参加の下、10月14日（木）に行われ、秋田ふるさと村公式キャラクターの「ノブ」くんをイメージした高さ2.1メートル、幅2.5メートルの大型モニュメントを作成しました。

このモニュメントには、県産のキク類を中心に約2,700本が使用されました。

同組合の牧野真美部長は「キクは仏事等の場面で使われるイメージが強いが、今回はキャラクターをあしらったウォールフラワーという新たな使い方を提案できた。県産キクの魅

力をもっとたくさんの人に知ってほしい。」と話しています。

同青年部では、様々な場所や場面で県産花卉をPRする取り組みを実施していくこととしています。



[設置されたフラワーモニュメント]

中小企業庁

11月は下請取引適正化推進月間です！

中小企業庁及び公正取引委員会は、下請取引の適正化について、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）の迅速かつ的確な運用と違反行為の未然防止、下請中小企業振興法（以下「下請振興法」という。）に基づく振興基準の遵守を指導すること等を通じ、その推進を図っています。

特に、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、下請法の普及・啓発事業を集中的に行っています。

本年度は以下の取組を行います。

- ① 下請取引適正化推進講習会の開催
- ② 適正取引講習会（テキトリ講習会）の開催
- ③ 下請かけこみ寺の利用促進
- ④ 広報誌等への掲載・掲示

【お問い合わせ先】

中小企業庁事業環境部取引課 TEL：03-3501-1511

国税庁

11月11日～17日は「税を考える週間」です！

国税庁では、国民の皆様にも租税の意義や役割、申告納税制度の意義などを正しく理解していただくため、年間を通じて税に関する啓発活動を行っています。

特に、毎年11月11日から17日までの1週間を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を実施しています。

今年は、「くらしを支える税」をテーマに、税の役割や適正・公平な課税と徴収の実現に向けた取組とともに、国税庁ホームページ内では「マイナポータルを活用した年末調整及び所得税確定申告の簡便化」をはじめとする国税庁オンライン手続の取組等の特設ページを設け、各種取組について紹介しています。



秋田労働局

労働保険の加入手続きはお済みですか

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です。

労働保険は、農林水産業の一部を除き、労働者を1人以上使用する全ての事業主が加入することとなっています。

該当する場合は、事業主及び労働者の意向にかかわらず、法律上、当然加入の手続を行うことが事業主の義務となっています。まだ加入されていない場合は、早急に最寄りの労働基準監督署かハローワーク（公共職業安定所）にご相談されますようご案内いたします。

【お問い合わせ先】

秋田労働局総務部労働保険徴収室
秋田市山王六丁目1番24号 山王セントラルビル6階
TEL：018-883-4267



人事異動のお知らせ

【秋田県中小企業団体中央会】（10月1日付）

（ ）は前職

◎総務企画部

総務企画課主事（工業振興課主事） 石山卓郎

◎事業振興部

工業振興課主事（総務企画課主事） 石井智之

本会職員退職のお知らせ

本会事業振興部工業振興課主事岡田悠さんが、10月31日をもって退職致しました。

岡田さんは、4年7か月間にわたり県内の組合・業界の育成・支援に力を尽くされ、本会の発展に大きく貢献されました。

今後益々のご活躍とご健勝をご祈念申し上げます。

官公需適格組合

『カデル』

秋田管工事業協同組合

理事長 太田博之
副理事長 谷藤健二
" 佐藤弘康

秋田市山王臨海町3番18号

☎018(862)6161/FAX 018(824)5685

Hiratoku

株式会社 平徳本店

代表取締役

平澤 孝夫

本社 〒010-0001 秋田県秋田市中通2丁目4番4号

損害保険・生命保険



保険と暮らしの相談センター

株式会社 **アキタ保険**

AKITA HOKEN



本社

〒010-0951 秋田県秋田市山王6丁目5-9
TEL 018-864-6921 FAX 018-864-6922
URL <https://www.akitahoken.co.jp>

フレسوب本荘店

〒015-0011 秋田県由利本荘市石脇字田頭141-1
TEL 0184-24-5511 FAX 0184-24-5512

県南事業所

〒019-0529 秋田県横手市十文字町海道下88-9
TEL 0182-23-5145 FAX 0182-23-5146



トワニー秋田

通商産業大臣認可50産第1784号
全日本葬祭業協同組合連合会加盟

秋田県葬祭業協同組合

〒014-0001 大仙市花館字常保寺91-3
TEL 0187-86-3530 FAX 0187-86-3531
ホームページ <http://www.towany.com>

葬祭・仏壇・仏具のご用命は
組合加盟店へどうぞ

株式会社

八幡平貨物



一般区域貨物自動車運送
原木・木材の伐出及び仕入・販売

秋田県鹿角市八幡平字谷内下モ平116-12
TEL 0186-34-2011
FAX 0186-34-2013

保険とリース、相続・事業承継、
新規取次ぎ「フラット35」のご相談はお気軽にどうぞ!!



保険&リース 北日本ベストサポート

【本店営業部】

〒010-0967 秋田県秋田市高陽幸町8番17号
TEL:018-883-1888/FAX:018-883-1822

【県南営業部】

〒014-0047 秋田県大仙市大曲須和町1丁目4番地57号
TEL:0187-66-3622/FAX:0187-88-8133

【能代東支店】

〒016-0122 秋田県能代市扇田字東扇田165-2
TEL:0185-58-2116/FAX:0185-58-2663

【酒田支店】

〒999-8438 山形県飽海郡遊佐町比子字白木23-362
TEL:0234-75-3370/FAX:0234-75-3376

【URL】 <http://www.knbs.jp>

『我慢そして飛躍』

見えないけれど支えている
高度な鐵構技術で建設業界の未来に貢献する
それが“CHIYODA VISION”(チヨダ ヴィジョン)です

千代田興業株式会社

代表取締役社長 藤澤 正義

本社・工場：秋田市川尻町字大川反 170-49 TEL 018(864)6200(代)
建設事業部：秋田市川尻町字大川反 170-19 TEL 018(888)3666

URL : <http://www.k-chiyoda.jp>

For Earth, For Life
Kubota

Hello, my Smile

陽菜 Smile
/UV2



詳しい製品情報はこちらのQRコードから!

株式会社 秋田クボタ

〒011-0901 秋田市寺内字神屋敷295-38
Tel : 018-845-2121 Fax : 018-845-6600

秋田県中小企業団体中央会団体扱
「オーナーズプラン」のご案内

BESTパートナー
大樹生命

Owner's Plan



- 事業保全資金
- 事業承継・相続
- 就業不能
- 役員の退職慰労金・弔慰金
- 従業員の退職金・弔慰金

限りない繁栄のために…

リスクマネジメントは万全ですか？

※一部対象とならない商品・契約がございますので、
詳細は下記までお問い合わせください。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 秋田支社

〒010-0001 秋田県秋田市中通 2-3-8

秋田アトリオンビル10F

TEL:018-801-1645

<https://www.taiju-life.co.jp/>

秋田営業部 TEL:018-801-1626

本荘支所 TEL:0184-23-2950

湯沢支所 TEL:0183-72-3230

大館営業部 TEL:0186-49-2459

大曲営業部 TEL:0187-62-1337